

1 パブリックコメントの結果について

- 実施期間：令和5年（2023年）3月17日～令和5年(2023年)4月17日
- 件数：2名から17件の意見

○意見に対する本市の対応

対応		件数
対応1（補足修正）	ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	7件
対応2（説明・理解）	市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	2件
対応3（事業参考）	素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	6件
対応4（その他）	素案には盛り込めないが、意見として伺ったもの	2件

○対応1（補足修正）とした意見の主な内容

ご意見	補足修正内容
バリアフリーが必要な方の定義について「身体の機能上の制限を受ける人」という表現は身体的な障害のみの方が対象と誤解される懸念があるのでは。 【第7章7.1心のバリアフリーの必要性】	定義について記述を補足修正。 7.1 心のバリアフリーの必要性 障がい者等（障がい者（身体、知的、精神、発達障がい者）、高齢者、妊産婦など、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限<u>など、物理的・心理的制約</u>を受ける人<u>全て</u>を含みます。）、<u>全ての人々</u>が安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設や設備のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備のみならず、私たちの心や生活に存在するバリア（障壁）を取り除くための「心のバリアフリー」が不可欠です。

バリアフリーマスタープラン（素案）に関するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの結果について

ご意見	補足修正内容		
各施設におけるバリアフリー化について、仮設住宅に関することも追記してはどうか。 【第3章3.3市のバリアフリーに関する課題】	「仮設住宅」に関する項目を追記。 バリアフリーに関する主な課題 <table><tr><td>各施設におけるバリアフリー化</td><td> ・ 障がいのある方は自動車での移動が多いものの、中心市街地や地域拠点への貴重な移動手段である公共交通のバリアフリー化が必要である。 ・ 建築物のバリアフリー状況に対しては満足度が高い傾向にあるものの、トイレや駐車場に対する指摘が多くあり、各施設においてバリアフリートイレや障がい者用駐車場の整備を推進していく必要がある。 ・ 道路においては、視覚障害者誘導用ブロックや舗装の維持管理に対する指摘が多くあることから、さらなるバリアフリー化の推進に加え、<u>既存施設の適切な維持管理が必要である。</u> ・ 青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道表示の劣化など、交通安全上の指摘が多くあり、<u>交通管理者と連携を深めた交通安全対策</u>に取り組む必要がある。 ・ 避難時においては、落ちつけるスペースがないことや移動が難しいことへの不安が多く、<u>避難所の利用環境やサポートの充実を図る必要がある。</u> ・ <u>仮設住宅については、車椅子使用者や高齢者の入居を想定したバリアフリー対応型のものを一定数確保できる取組を推進していく必要がある。</u> </td></tr></table>	各施設におけるバリアフリー化	・ 障がいのある方は自動車での移動が多いものの、中心市街地や地域拠点への貴重な移動手段である公共交通のバリアフリー化が必要である。 ・ 建築物のバリアフリー状況に対しては満足度が高い傾向にあるものの、トイレや駐車場に対する指摘が多くあり、各施設においてバリアフリートイレや障がい者用駐車場の整備を推進していく必要がある。 ・ 道路においては、視覚障害者誘導用ブロックや舗装の維持管理に対する指摘が多くあることから、さらなるバリアフリー化の推進に加え、<u>既存施設の適切な維持管理が必要である。</u> ・ 青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道表示の劣化など、交通安全上の指摘が多くあり、<u>交通管理者と連携を深めた交通安全対策</u>に取り組む必要がある。 ・ 避難時においては、落ちつけるスペースがないことや移動が難しいことへの不安が多く、<u>避難所の利用環境やサポートの充実を図る必要がある。</u> ・ <u>仮設住宅については、車椅子使用者や高齢者の入居を想定したバリアフリー対応型のものを一定数確保できる取組を推進していく必要がある。</u>
各施設におけるバリアフリー化	・ 障がいのある方は自動車での移動が多いものの、中心市街地や地域拠点への貴重な移動手段である公共交通のバリアフリー化が必要である。 ・ 建築物のバリアフリー状況に対しては満足度が高い傾向にあるものの、トイレや駐車場に対する指摘が多くあり、各施設においてバリアフリートイレや障がい者用駐車場の整備を推進していく必要がある。 ・ 道路においては、視覚障害者誘導用ブロックや舗装の維持管理に対する指摘が多くあることから、さらなるバリアフリー化の推進に加え、<u>既存施設の適切な維持管理が必要である。</u> ・ 青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道表示の劣化など、交通安全上の指摘が多くあり、<u>交通管理者と連携を深めた交通安全対策</u>に取り組む必要がある。 ・ 避難時においては、落ちつけるスペースがないことや移動が難しいことへの不安が多く、<u>避難所の利用環境やサポートの充実を図る必要がある。</u> ・ <u>仮設住宅については、車椅子使用者や高齢者の入居を想定したバリアフリー対応型のものを一定数確保できる取組を推進していく必要がある。</u>		

その他トイレのバリアフリー化方針において非常ボタンの設置、生活関連施設利用者対象として子育て世代等の追加、バリアフリーマスタープランの推進体制についてワークショップや市民等との意見交換の追記等についてご意見をいただき、バリアフリーマスタープランに反映した。

2 今後のスケジュール

令和5年（2023年）6月	パブリックコメント結果の公表、バリアフリーマスタープラン策定
	マスタープラン策定後市ホームページ等で公表
令和6年（2024年）3月	令和6年度第1回定例会にてバリアフリー実施計画（素案）説明（予定）

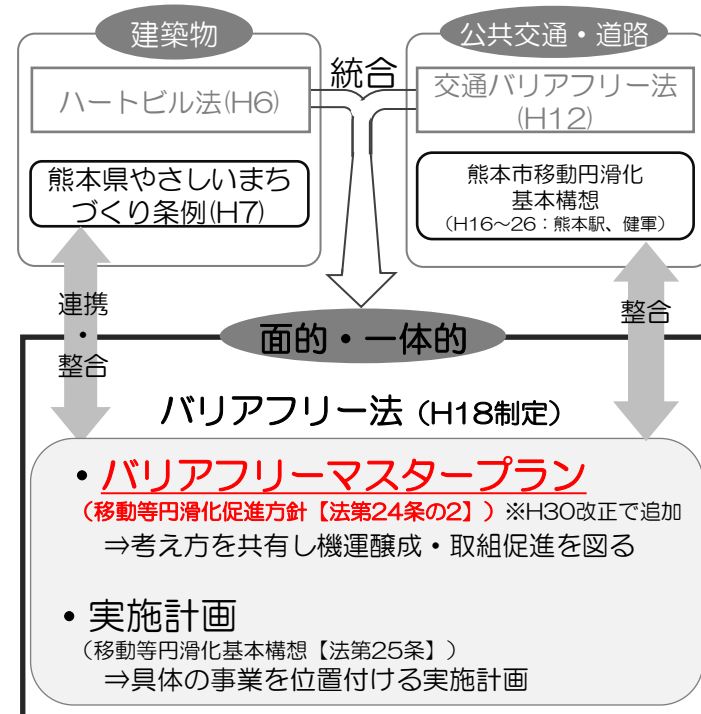
マスタープラン策定の背景・目的

(参考)
令和5年第一回定例会
都市整備委員会
所管事務報告資料(抜粋)

背景

- 本市では、これまで熊本県やさしいまちづくり条例や熊本市移動円滑化基本構想(旧交通バリアフリー法に基づくもの)に基づき、個々の施設毎にバリアフリー化を実施。
- 面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正(H30)により「バリアフリーマスタープラン」の策定が努力義務化。
- 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けバリアフリー環境の形成が重要。
- コロナ禍等社会情勢の変化を踏まえ、全ての人々が相互に理解を深めるための「心のバリアフリー」等の促進が重要。

※心のバリアフリーとは
「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」



目的

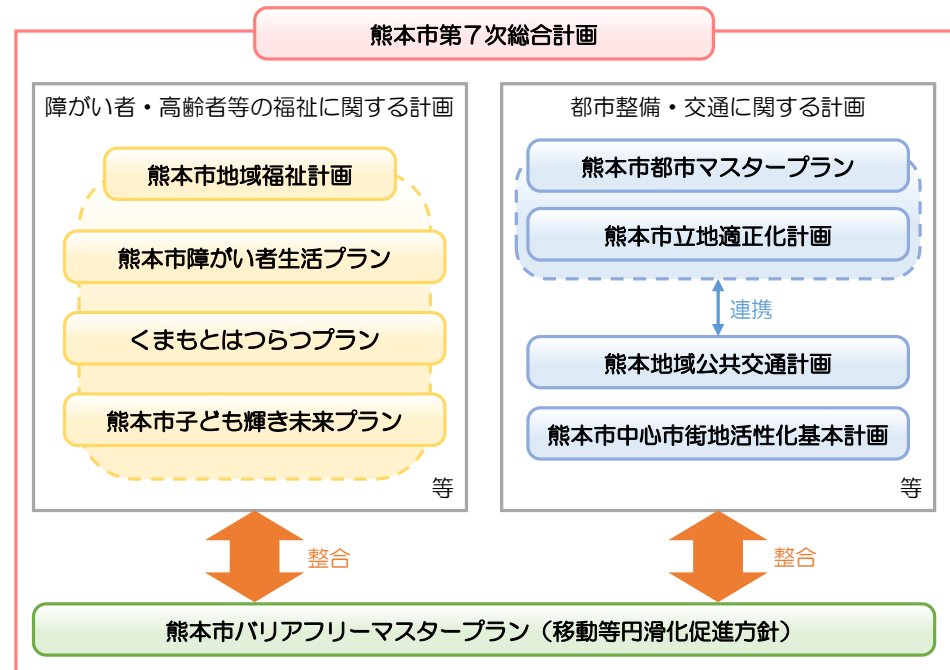
- 面的・一体的なバリアフリー化の方針等を共有し、関係者間での機運醸成や具体的な取組促進を図る。
- 学識経験者、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置。関係団体と意見交換を行いながら検討を進める体制を構築し、継続した取組の推進を図る。

だれもが移動しやすく暮らしやすい 上質な生活都市の形成を図る。

熊本市バリアフリーマスタープランについて

位置付け

- マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に規定される「移動等円滑化促進方針」として策定。
- 「熊本市第7次総合計画」で定める都市像「上質な生活都市」を実現していく役割を担うとともに、福祉及び都市整備・交通の両分野での個別計画との整合を図る。



マスタープランの位置づけ

計画期間

- 計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間。
- 段階的かつ継続的な見直しを図るため年度毎の評価を行い、持続的なバリアフリー化の推進に努める。
- さらには、まちあるきワークショップを継続して実施し、課題への対応状況等について随時情報の更新を行うなど成長する計画とする。